

2. 申請する 証拠書類等の添付

証拠書類等の種類

■ 申請には下記の8種類の証拠書類等の添付が必要となります。

- 申請パターンによって、必要となる証拠書類等が異なります。申請パターンはP.10をご確認ください。
- スキャンした画像だけでなく、デジタルカメラやスマートフォン等で撮影した写真で添付いただけますが、**細かな文字が読み取れるよう鮮明な写真の添付**をお願いします。
- 各データの保存形式はPDF・JPG・PNGでお願いします。**

証拠書類等の名前	証拠書類等の内容	パターン1	パターン2	パターン3	パターン4	ページ
		申請ID発番 事前確認 継続支援無 基本申請	申請ID発番 事前確認 継続支援有 基本申請	マイページログイン 基本申請	マイページログイン 簡単申請	
① 確定申告書類	<ul style="list-style-type: none"> P.32記載の表を参考に、必要な年分の以下の書類 青色申告を行っている場合 <ul style="list-style-type: none"> 確定申告書第一表の控え（1枚） 所得税青色申告決算書（P1,P2）の控え（2枚） 白色申告を行っている場合 <ul style="list-style-type: none"> 確定申告書第一表の控え（1枚） ※ 青色申告・白色申告を問わず、 P.32の表記載のすべての年分 が必要です	必要	必要	必要に応じて変更	必要に応じて変更	P.32～44
② 対象月の売上台帳等	<ul style="list-style-type: none"> 対象月の個人月間事業収入が確認できる売上台帳等 	必要	必要	必要	必要	P. 45
③ 振込先の通帳	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関名、支店番号、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人が確認できるもの 	必要	必要	必要に応じて変更	不要 (変更不可)	P. 46
④ 本人確認書類の写し	<ul style="list-style-type: none"> 本人確認書類の写し 	必要	必要	必要に応じて変更	不要 (変更不可)	P. 47
⑤ 宣誓・同意書	<ul style="list-style-type: none"> 給付規程により様式が定められた宣誓・同意書 ※ 申請者本人が自署したものが 必要となります	必要	必要	必要	必要	P. 48
⑥ 基準月の売上台帳等	<ul style="list-style-type: none"> 基準月（基準期間の対象月と同じ月）の月間個人事業収入が確認できる売上台帳等 	必要	不要	不要	不要	P. 50
⑦ 基準月の売上に係る通帳等	<ul style="list-style-type: none"> 基準月（基準期間の対象月と同じ月）の振込先の通帳、ネットバンクのスクリーンショット、取引推移表など 	必要	不要	不要	不要	P. 51
⑧ 基準月の売上に係る1取引分の請求書・領収書等	<ul style="list-style-type: none"> 基準月（基準期間の対象月と同じ月）の請求書、領収書、納品書、契約書など 	必要	不要	不要	不要	P. 52

2. 申請する 証拠書類等の添付

① 確定申告書類

- 選択する基準期間に応じて、必要な確定申告書の年分が異なります**
- 以下の表を参考に、ご自身が選択する基準期間に応じた確定申告書類を添付してください。

基準期間	提出が必要な確定申告書類の年分			
	2018年	2019年	2020年	2021年
X 2018/11～2019/3	必要	必要	必要	不要
Y 2019/11～2020/3	不要	必要	必要	不要
Z 2020/11～2021/3	不要	必要	必要	必要

【原則】

確定申告書第一表の控えには、收受日付印が押印（税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時及び受付番号が印字）されている必要があります。なお、e-Taxによる申告であって、受付日時及び受付番号が印字されていない場合は「受信通知（メール詳細）」を提出いただく確定申告書の年分添付する必要があります。

【例外】

ただし、收受日付印（税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時及び受付番号の印字）又は「受信通知（メール詳細）」（以下「收受日付印等」という。）のいずれも存在しない場合には、添付する確定申告書類の年分の「納税証明書（その2所得金額用）」（事業所得金額の記載のあるもの）を併せて添付する必要があります。また、「收受日付印等」および「納税証明書（その2所得金額用）」のいずれも存在しない場合には、添付する確定申告書類の年分の「課税証明書」又は「非課税証明書」（事業所得金額の記載のあるもの）を併せて添付する必要があります。



納税証明書（その2所得金額用）

注：納税証明書の取得のために税務署へ来署される方が増えており、発行までにお時間をいただく場合がありますので、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点からも、オンライン請求をぜひご利用ください（請求日当日の受取を指定された場合には、発行までにお時間をいただく場合がありますので、翌日以降の日の受取をご指定ください）。詳しくは**国税庁（e-TAX）のHP**をご覧ください。

(https://www.e-Tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei_index.htm)

※事業復活支援金の申請書類のために税務署へ来署される場合には、窓口でその旨を申し出てください。